

(その1)

収支報告書

令和4年分
開催分

(ふりがな) れんほうこうえんかい

1 政治団体の名称 蓮舫後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-1

参議院議員会館411号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
齊藤 蓮舫

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
鈴木 綾子

事務担当者の氏名

(姓) (名)
鈴木 綾子

(電話) 03-6550-0411

北嶋 昭廣

(電話) 03-6412-8884

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部 の規定による政治団体
☐ 政治資金団体 ☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等 ☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☒ 有
☐ 無
公職の種類 参議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

資金管理団体の届 (姓) (名)
出をした者の氏名 齊藤 蓮舫

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 齊藤 蓮舫

公職の種類 参議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

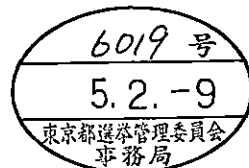
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
⑧		



101240

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	4,370,151
(前年からの繰越額)	1,425,745
(本年の収入額)	2,944,406
支 出 総 額	511,076
翌年への繰越額	3,859,075

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	2,844,395	
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	100,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,944,395	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	2,944,395	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	11	
	合 計	11	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	湯木 由佳	5, 000	R4/1/28	東京都中央区新富1-5-5-105	自営業	
2	湯木 由佳	10, 000	R4/3/28	東京都中央区新富1-5-5-105	自営業	
3	湯木 由佳	5, 000	R4/4/22	東京都中央区新富1-5-5-105	自営業	
4	湯木 由佳	5, 000	R4/5/30	東京都中央区新富1-5-5-105	自営業	
5	湯木 由佳	5, 000	R4/6/22	東京都中央区新富1-5-5-105	自営業	
6	湯木 由佳	5, 000	R4/7/15	東京都中央区新富1-5-5-105	自営業	
7	湯木 由佳	5, 000	R4/8/22	東京都中央区新富1-5-5-105	自営業	
8	湯木 由佳	5, 000	R4/9/15	東京都中央区新富1-5-5-105	自営業	
9	湯木 由佳	5, 000	R4/10/25	東京都中央区新富1-5-5-105	自営業	
10	齊藤 蓮舫	2, 691, 373	R4/10/20	東京都世田谷区太子堂3-34-1	参議院議員	
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	2, 741, 373				
	そ の 他 の 寄 附	103, 022				
	合 計	2, 844, 395				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	花斉会	100, 000	R4/6/21	東京都目黒区柿の木坂3-11-4-205	藤村 修	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	100, 000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	100, 000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	215, 130	0	
(4) 事 務 所 費	295, 946	0	
小 計	511, 076	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	0	0	
合 計	511, 076		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	パフォーマンスチャージ代	13,326	R4/3/22	リコージャパン株式会社	東京都港区芝3-8-2 芝公園ファーストビル	
2	新聞代	12,900	R4/1/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
3	新聞代	12,900	R4/2/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
4	新聞代	12,900	R4/3/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
5	新聞代	12,900	R4/4/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
6	新聞代	12,900	R4/5/30	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
7	新聞代	12,900	R4/6/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
8	新聞代	12,900	R4/7/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
9	新聞代	12,900	R4/8/29	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
10	新聞代	12,900	R4/9/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
11	新聞代	12,900	R4/10/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
12	新聞代	12,900	R4/11/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
13	新聞代	12,900	R4/12/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	168,126				
	そ の 他 の 支 出	47,004				
	合 計	215,130				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	コピー機リース代	13,608	R4/1/4	リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	
2	コピー機リース代	13,608	R4/2/4	リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	
3	コピー機リース代	13,608	R4/3/4	リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	
4	コピー機リース代	13,608	R4/4/4	リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	
5	コピー機リース代	13,608	R4/5/6	リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	
6	コピー機リース代	13,608	R4/6/6	リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	
7	コピー機リース代	13,608	R4/7/4	リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	
8	コピー機リース代	13,608	R4/8/4	リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	
9	コピー機リース代	13,608	R4/9/5	リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	
10	コピー機リース代	10,670	R4/11/4	リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	
11	コピー機リース代	10,670	R4/12/5	リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	
12	監査報酬	99,790	R4/2/3	公認会計士中嶋克久事務所	東京都港区元麻布2-5-7-608	
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	243,602				
	そ の 他 の 支 出	52,344				
	合 計	295,946				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 債 権	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権 利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 2月 3日

政治団体の名称

蓮舫後援会

会計責任者の氏名

鈴木

綾子



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和5年1月19日

蓮 舫 後 援 会
代表 齊藤 蓮舫 様

登録政治資金監査人 中 嶋 克 久

登 録 番 号 第 2695 号

研 修 修 了 年 月 日 平成 21 年 10 月 16 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、蓮舫後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、蓮舫後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

連舫後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上